

第 101 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和元年 5 月 13 日 (月) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 浦 尚子 性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
(1) 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に盛り込むべき事項について
(2) 「女性活躍加速のための重点方針 2019」の骨子案について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 内閣府資料 (ヒアリング資料)
- 資料 2 人事院資料
- 資料 3 内閣人事局資料
- 資料 4 文部科学省資料
- 資料 5 厚生労働省資料
- 資料 6 内閣府資料 (重点方針 2019 骨子案)

(議事録)

○小西会長 それでは、皆様おそろいになりましたので、ちょっと早いですが、ただいまから第101回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、木幡委員、種部委員、中村委員が御欠席です。

本日の議事ですが、前半は「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて盛り込むべき事項について、関係府省庁からヒアリングを行います。今回は、セクハラ対策とDV対策についてのヒアリングとなります。前回に続きまして、この2回で重点方針2019の策定について御意見を伺うことになっております。

後半は、重点方針2019の骨子案について議論を行います。

それでは、事務局から、資料の確認をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

配付資料でございますが、資料1から資料5までが、各府省等のヒアリング資料となっております。

資料6でございますが、重点方針2019の骨子案でございます。

配付資料が2種類、セクハラの緊急対策、それから、先月出ました専門調査会のセクハラ報告でございます。

卓上資料として、2種類用意をさせていただいております。卓上資料1が、左上に「対外秘」と書いてございます重点方針の本文案に係る資料でございます。

卓上資料2でございますが、前回のこの調査会におきまして、委員からいただいた発言の抜粋となっております。

以上でございます。

○小西会長 よろしいでしょうか。

それでは、議事1に入らせていただきます。「女性活躍加速のための重点方針2019」の策定に向けて盛り込むべき事項について、各府省から施策の取組状況と今後の予定について説明いただきたいと思います。

それでは、まず「セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進」について、去年やってきたものですが、これについて内閣府から御説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料1を使わせていただきます。

セクハラ対策の現状と課題ということで、当専門調査会の報告書として、前期の委員の方々に議論いただき、取りまとめまして、4月に参画会議において報告したという内容のものでございます。

経緯についてでございますが、簡単におさらいいたしますと、昨年4月、メディアと行政間でのセクハラ事案を受けまして、こういった被害が依然として深刻であるということで、社会的関心も高まっているということ为背景に、昨年6月、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、緊急対策を決定したと。同じ日に重点方針2018、ここにもセクハラに係る項目を新たに盛り込んだというところでございます。

その後、こちらの専門調査会におきましてヒアリングを重ねまして、まとめた報告書の内容になってございます。

報告書の内容でございますが、簡単に御説明いたしますと「Ⅰ 国内における法制度」ということで、職場におけるということ、民間部門でございます均等法とそれに基づきます指針、国家公務員におきましては、人事院規則、その運用通知で、もろもろ注意義務を課しているという内容でございます。

「Ⅱ 国内における取組状況」でございますが、企業における取組、こういう内容でございますけれども、それ以外にも教育だったり、スポーツだったり、そういった教員への信頼を背景にセクハラが生じやすかったり、あるいはスポーツ分野の問題が顕在化しにくい傾向があるというお話がございました。

緊急対策につきましても、国家公務員部門でございますが、フォローアップということで、幹部職員等への研修、それから、外部の者からの通報窓口の整備ということで、昨年度中に全府省庁で実施をしているところでございます。

おめくりいただきまして、「Ⅳ 今後の課題」というところでございます。基本認識に触れると同時に、各論といたしまして、機運の醸成、教育啓発・研修の充実、それから、相談体制の整備等についての課題を取りまとめたものでございます。

「5 法制度に関する比較検討」でございますが、アプローチの違い、英米法系、大陸法系としてやり方が違うというところがございました。そういったアプローチの違いによりまして、(2)でございますが、人格権アプローチですとハラスメントを規制している、性差別アプローチですと差別禁止法制で規制しているというようなアプローチの手法の違いがあるというところがございます。

(3)の我が国におけるセクハラ規制の検討課題でございます。昨年度の最終回におきまして問題提起がありましたのは、当初の報告書の内容ですと、単純に刑罰では難しいという内容だけになってしまうのではないかとということで、(3)の最初の段落でございますけれども、その前提的な議論、定義の統一の必要性であったり規制のあり方の問題、総合的な規制の方向性に関する前提的な議論が課題だということ、これを新たに盛り込んだところでございます。

これらのセクハラの問題につきましては、職場だけではなくて、学術・教育分野等、広範かつ包括的な視点が必要であると。刑罰は副作用の大きい劇薬のような手段であり、まずは労働法等、考え得る手段を講ずるべきであるという内容を書かせていただいております。

(4)中長期的な課題といたしまして、行為者に刑事罰による制裁を科すこと、損害賠償の請求の根拠を法律で設けることにつきましては、他の法令との関係の整理、違法となる行為の明確化等の課題があり、中長期的な検討を要する。

最後に、改めまして、労働分野に限らないセクハラを包括的に規制する法制化について、その必要性の有無を含め検討していくことが必要という形で、参画会議に報告をさせてい

ただいたところでございます。

今後、昨年作成いたしました緊急対策に基づく取組を着実に推進していく、あるいは今、国会におきまして均等法の改正法案が国会審議中でございます。あるいは、今後取りまとめました報告書を踏まえまして、今後も各種実効性の確保といったところを初め、セクハラ対策に向けた取組を推進していくというところになってございます。

簡単でございますが、内閣府からの説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、人事院からお願いいたします。

○人事院 人事院でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2、両面の1枚紙を御用意しております。

まず、表の1ページのほうで全体像を簡単に振り返らせていただきたいと思います。

公務におけるセクハラ防止につきましては、平成10年に人事院規則10-10というものを制定しております、こちらにおきまして、セクハラを防止しなければならない、排除しなければならないという各省各庁の長の責務、また、職員はセクハラをしないように注意しなければならないという職員の責務、そして、各省各庁の長に対しまして研修を実施しなければならないですとか、相談体制を整備しなければならないといったことを義務づけております、各種取組の枠組みをこの人事院規則10-10で定めております。

その上で、人事院として何をしているかということでございますけれども、まず、各省に研修実施を義務づけておることとの関係で、それぞれ各省の研修の講師を務める人を育成しようということで、ハラスメント防止研修ということで、その研修講師予定者を対象に人事院で研修を実施しております。

また、各省に相談員を配置しなければならないということで、相談体制の整備を義務づけておるのですけれども、人事院におきまして、その相談員の相談の受け答えのスキルなり、相談員としてのスキルを向上させるセミナーを開催しようということで、そういったことをさせていただいております。

そのほか、ふだんの啓発に利用できる資料等を作成いたしましたり、また、毎年12月4日から10日を国家公務員ハラスメント防止週間といたしまして、各省に資料を配って周知・啓発をお願いしたり、人事院として講演会等を開催しまして、各省の職員の方に積極的に参加いただいていると。

こういった取組を規則をつくってずっと取り組んできたわけでございますけれども、2ページ、まさに昨年度、平成30年度の初期に、幹部職員等による事案が生じてしまいました。改めてセクハラ対策が問われると。まずは5月に人事院から各省に対しまして、全職員にセクハラに関する基本的な事項を改めて周知徹底することという通知を發出するとともに、周知用の資料を提供いたしました。これが昨年度の5月でございます。

その後、6月にすべての女性が輝く社会づくり本部におきまして、緊急対策等を決定されたところでございます。その緊急対策の中には、人事院への検討要請も含まれておりま

して、それも踏まえて、人事院としてさらなる強化策を検討してきたところでございます。

そして、その令和元年度における取組とございますけれども、1つ目でございます。緊急対策の要請にもございましたけれども、幹部職員等に対する研修実施義務を各省各庁の長に義務づけるということで、人事院規則を改正いたしまして、この4月1日から施行されております。

また、一番下でございますけれども、外部相談窓口、人事院への検討要請ということでいただいてもおりましたが、こちら人事院規則を改正いたしまして、この4月から、外部の方が職員からセクハラを受けた場合の相談を人事院にできるようにしておるところでございます。

少し戻りますけれども、上のところの真ん中のポツです。緊急対策とはまた別の話として、今後さらにやっていくものでございます。全職員向けにセクハラの基礎的知識を徹底させるということで、基礎的知識を習得させることに主眼を置いた自習用研修教材、これは新たに今年度作成いたしまして、各省に配付することとしております。

その下でございますが、こちらは人事院としてみずから実施する新たな集合研修でございますけれども、各府省の幹部職員等を対象に、ハラスメントに関する防止研修を新設いたしまして、実施することとしております。

人事院からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

御質問がある場合は後でまとめてとらせていただきますので、引き続き、次は内閣人事局からお願いいたします。

○内閣官房内閣人事局 内閣人事局の酒井でございます。よろしく申し上げます。

資料につきましては、次の資料3になります。資料にございますように、昨年6月12日付ですべての女性が輝く社会づくり本部決定におきまして、内閣人事局より各省各庁に対して、幹部候補者が必ず研修を受けている必要がある旨を周知徹底するとともに、内閣人事局において当該研修の受講状況を確認して、確実な研修受講を期すこととすとなっております。これを踏まえまして、内閣人事局では、各省各庁に対して、幹部候補者は研修を必ず受講する必要があることを周知するとともに、本府省課長級以上の職員等がきちんと研修を受講しているかについて確認をしているところでございます。この点につきましては、引き続きしっかり対応していきたいと考えてございます。

また、セクシュアル・ハラスメント防止施策としまして、各府省での取組に加えて、内閣人事局では平成27年度から各府省の新任管理職員や新任の課長補佐、新任の係長を対象にしまして、eラーニングを用いたハラスメント防止研修を実施してございまして、ハラスメントの基礎知識や部下との相談対応方法などを習得させているところでございます。昨年度は全府省で約8,200の方が受講をいたしました。また、昨年度は新たに幹部職員と課長級職員を対象に、セクシュアル・ハラスメントを始めとするハラスメントの防止や問題が生じた場合の対処に関しまして、幹部職員等が果たすべき役割と責任に対する理解を習

得するeラーニング研修を実施したところでございます。昨年度は府省全体で約2,300人の方が受講をいたしました。

これらのeラーニング研修につきましては、令和元年度についても引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

内閣人事局からは以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

お手元の資料4をご覧ください。「セクシュアル・ハラスメントの防止等に向けた文部科学省の取組」としまして、第4次計画に基づく取組として御紹介させていただきます。

最初に、伊の教育の場におけるセクハラ防止対策等の推進でございますが、①にございます国公立学校等への周知徹底ということでございます。こちらはお手元の資料2ページ以降に実際の事務連絡をつけておりますが、昨年7月20日付で各都道府県・指定都市の教育委員会に向けて事務連絡の発出をしまして、先ほど各省庁の説明でもございましたけれども、重点方針2018のセクハラに関する部分の提言や、緊急提言の抜粋、改めて雇用機会均等法に基づく指針の周知徹底といったものを通知させていただいております。

また、②大学における取組促進、防止対策の徹底促進というところでございますが、具体的には、お手元の参考資料2以降で実際に大学に配っている資料をおつけしております。各大学の学生支援担当者、例えば教務入試関係者や、国立大学の学生担当の副学長等、いろいろな大学関係者を対象とする会議が年間を通じて複数回ありますけれども、そういった場でセクハラ防止の趣旨の徹底とともに、各大学さんにおける取組状況や相談体制の事例等を資料にまとめまして、周知しているところでございます。

また、最初の資料4の1枚目に戻っていただければと思うのですが、伊の③、セクハラ被害実態の把握、教員関係者への研修等における服務規律の徹底、未然防止のための啓発・教育、相談体制等の整備というところでございますが、1つ目の○にございますように、毎年公立学校教職員の人事行政状況調査というものを実施しております。本調査ではわいせつ行為等にかかわる懲戒処分等を含む状況を調査しておりますけれども、そういった状況をデータとして把握して公表しているところでございます。

○の2つ目にございますように、児童生徒に対するわいせつ行為等の非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど厳正な懲戒処分を行うように各任命権者に対して指導をしているところでございます。

また、○の3つ目と4つ目は研修の関係でございますけれども、3つ目の○は教職員支援機構というところ、教職員等を対象に研修を行っている機関でございますけれども、こういった研修の中で学校におけるわいせつ行為等の未然防止、事案発生後の対応のあり方について学ぶ演習も実施しているところでございます。

また、各都道府県教育委員会の研修におけるセクハラや公務員倫理・サービスの取扱状況の

把握も実施しているところでございます。

また、5つ目の○につきましては、犯罪被害者も含む児童生徒の相談等に的確に対応できるように、養護教諭等と連携しながら、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置拡充を引き続き進めているところでございます。

実態としては、中学校はほぼ全ての学校に配置しておりまして、小学校ですと4分の3ぐらいという配置状況になってございますので、こういったものの配置を引き続き拡充して、全ての公立小中学校に専門の人材が配置できるように予算確保しているところでございます。

また、ウのその他の場におけるセクハラ防止対策の推進ということで、ここにつきましては、主にスポーツ界における取組状況を御紹介したいと思います。1つ目の○のところに書いてございますように、平成29年度の事業におきまして、スポーツ界におけるコンプライアンスに関する現況を調査しまして、スポーツ団体が注意すべき事項等を示したガイドラインを作成したのですが、こういったものをベースにしながら、2つ目の○にございますが、現在はスポーツ団体が遵守すべき規律・規範などを定めた「スポーツ団体がバナンスコード」というものの策定を6月ごろを目途に、現在、スポーツ審議会の部会で内容について審議しております。

現在の検討状況につきましては、詳細な資料を参考資料3として、お配りしております。通しページでご覧いただくと25ページ以降にこういったものを含めるか今の段階での案をお示ししております。例えば28ページの赤字で示しているところで、原則4とあるとおり、弁護士等の外部有識者を構成員としたコンプライアンス委員会を設置すること、原則5のように、コンプライアンス教育を実施すること、また、その後、原則9以降にも幾つか示しておりますが、通報制度等の相談体制を構築すること、こういった内容を含むものとして検討をされているところでございます。

こうした取組を通じまして、セクハラを含むハラスメント、そのほか、コンプライアンス遵守等、防止対策を全体的に進めていきたいと考えているところでございます。

文部科学省の取組は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続き、次はDVのほうです。「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等」について、内閣府、厚生労働省からヒアリングを行います。

まず、内閣府からお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。

資料1にお戻りいただきまして、3ページ目からでございます。配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等ということで、4次計画に基づきまして、左下のところでございますが、成果目標を3つばかり立ててございます。DVの被害を相談した者の割合、窓口の周知度、市町村配暴センターの数ということで、最初の2つはほぼ目標達成に近づきつつあるところでございますが、市町村配暴センターにつきましては、150カ所という目標に対

しまして、真ん中の上のところでございますが、平成30年7月現在で108カ所ということで、もう一踏ん張り頑張りが必要かという状況になってございます。

重点方針2018におきます施策でございますが、この真ん中の箱、市町村配暴センターの設置促進、なくす運動、研修、加害者対応、DV法の今後のあり方の検討ということで書かせていただいております。

今後の主な取組でございますが、一番右側の上のところでございます。新しい要素として2つございます。1つ目は、児童虐待対策との連携協力の強化ということで、前回の調査会におきましても御説明をさせていただきました野田市の事案を受けまして、3月、児童虐待対策の関係関係会議で対策の抜本的強化が決定をされたところでございます。

ここで、児童虐待対策とDV対策との連携協力の強化ということで、現在、そのための改正法案も国会に提出をされているところでございます。前回、少し御説明をさせていただきましたが、DV対策の協議会の活用だったりとか、あるいは要対協との連携だったりだとか、各種調査研究等々、取組の充実を進めていきたいと考えております。

2つ目の新たなことでございますが、民間シェルターにおける取組の促進ということで、資料の4ページ目、別紙を用意してございます。今年2月でございますが、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会ということで、片山大臣のもとに私的な懇談会を設けさせていただいたところでございます。

趣旨といたしまして、民間シェルターの置かれている非常に厳しい状況、人的・物的・財政的な基盤、連携不足、情報不足、安全性・秘匿性等といったことに鑑みまして、課題の整理、それから、今後の支援のあり方について検討を行うということで、左側の真ん中のところでございますが、検討スケジュール、4回にわたりまして検討を行うことになっております。構成員は右に書かれておられるような方、現場で支援に当たっておられる方、それから、学識経験者等からのヒアリングを重ねまして、かつアンケート調査結果も踏まえまして、今月、来月にかけて報告書を取りまとめ、その内容を同じく重点方針に盛り込むと同時に、次年度の概算要求につなげていくという形で検討をしているところでございます。

検討の論点でございますが、今申し上げました厳しい現状と課題の整理、それから、そういったシェルターの基盤・機能強化に向けた支援のあり方、関係機関との連携強化、地域間格差の是正、そういったところを主な論点として取り上げて議論をさせていただいているところでございます。

なお、シェルター入所中の自立支援も含めたモデル事業を厚労省でやっておられますので、後ほど厚労省から御説明があろうかと思っております。

3ページ目にお戻りをいただきまして、そういった民間シェルター等における取組の促進ということで、これも一つの目玉として今回の重点方針の中に盛り込んでいきたいと考えております。

2つ目でございますが、市町村配暴センターの設置促進ということで、先ほどなかなか

もう一踏ん張り頑張りが必要だと申し上げましたけれども、市町村にセンター未設置の県が今16に上ります。5次計画での目標値の改定も見据えまして、今、市町村未設置の都道府県における実態の把握というところを、調査研究等の中でいろいろと対応してまいりたいと考えております。

その下でございますが、「女性に対する暴力をなくす運動」を初めとした広報啓発の充実ということで、ページをおめくりいただきますと、これは基盤整備の部分にも関係するのですけれども、女性に対する暴力をなくす運動ということで、前回はセクハラ対策を主な中心テーマとして取り上げたという内容になってございます。

今年の11月でございますが、例の児童虐待の問題との兼ね合いもございます、対策の抜本的強化の中にも書かせていただきましたが、児童虐待対策とタイアップした、児童虐待対策の週間も同じく11月でございますので、そういったところを中心テーマに取り上げてやっていきたいと考えております。

その下でございますが、配暴センター関係者対象の研修の充実ということで、今回は児童虐待対策との連携ということを書かせていただいておりますけれども、研修の対象といたしまして、配暴センターの相談員、センター長以外にもウイングを広げまして、児童相談所の関係者だったりとか、あるいは研修の内容といたしまして、DVだけではなく児童虐待の特性、DVが子供に与える影響だったりだとか、そういったところの内容面の充実も考えていきたいと考えております。

その下の加害者対応の関係でございます。これも児童虐待の関係とも関連してくるのですけれども、かつ昨年度も同じようなリスクアセスメントの調査をやっていたところではございますが、昨年度の調査結果も踏まえまして、今年度は包括的な被害者支援体制の構築ということで、リスクアセスメントのあり方に加えまして、加害者プログラムの実施基準だとか、そういったところにも検討の範囲を広げていきたいと考えております。

最後のDV法の施行状況を踏まえた今後のあり方の検討でございます。これは前回の重点方針にも書かれていたものでございますが、今、DV法の改正を含みます改正法案、児童虐待防止対策の強化を図る関係で国会に出ております。そういったところの審議状況も踏まえながら、今後のあり方について、この調査会も活用しつつ進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き厚生労働省からよろしく願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省です。

資料5「『困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会』について」を見ていただきたいと思っております。

まず、婦人保護事業についてですけれども、婦人保護事業の見直しの検討ということは重点方針2018のほうに入っております、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しに

ついて有識者等による検討の場を設ける、その議論を踏まえつつ必要な見直しについて検討するというのが、重点方針2018にあります。これを踏まえまして、昨年の7月30日にこの困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会を立ち上げて、現在検討を続けている形になっております。

具体的に婦人保護事業につきましては、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業という形で発足しておりますが、その後、支援ニーズの多様化に伴いまして、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性等に事業を拡大しております。

また、関係法令によりまして、平成13年度からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化されてきているという状況になっております。

こうした中で、婦人保護事業の抜本的な見直しという形であり方を見直すべきという問題提起があり、現在検討を続けている形になっております。具体的には、これまで第6回までの検討会を行っておりますが、第5回の平成30年11月26日には、中間的な論点の整理として、今後議論する論点をまとめております。具体的には対象となる女性の範囲とか、各実施機関における役割や機能、これは婦人保護事業につきましては婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が中心の機関になりますけれども、都道府県と市区町村の役割や民間シェルター等の支援団体との関係、他法他施策との関係や根拠法の見直しについても、一定の論点を整理した形になっております。

今年の2月27日に、運用面における改善事項について検討を開始しております。第5回的时候に「通知改正や予算の要求を通じて対応可能な事項は、厚生労働省において、先んじての対応を行うことを検討すべきである」とされております。これを踏まえまして、具体的な中身ですけれども、他法他施策に関する取り扱い、これは婦人保護事業の中で他法他施策が優先的に活用するというような内容が通知で示されておりますが、それによって支援が消極的になっている、そういった指摘がありまして、こういった形の見直しを図るべきだということです。

一時保護委託の利用促進や携帯電話等、これはDVの被害者の保護のために実態としては一律的に制限されているといったところがありますが、求職活動の関係とか学校等の関係で使用せざるを得ないといった問題などがありますので、そういったところの見直し、それから、民間支援団体との連携強化、こうしたところが第6回の運用面における改善事項の検討という形で出ております。これを踏まえまして、5月中に運用面における改善事項の取りまとめを行い、必要な予算要求等につなげていく形になっております。

また、その後、見直しに向けた基本的な考え方を整理しつつ、8月をめどに報告書をまとめたいと考えております。

以上が、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会になっております。次の資料が、DV被害者等自立生活援助モデル事業になります。

この事業につきましては、平成26年度からモデル事業として実施しておりますが、婦人相談所の一時保護あるいは一時保護委託が解除され、日常生活上の基本的な生活習慣が身についている方で、婦人保護施設の入所までには至らないが一定の支援が必要な方。右側になりますけれども、この方を対象に、DVシェルターなどにおける①の自立支援、これは入所中の生活相談や行政機関、裁判所等への支援、就職支援などを行う事業。それから、②の定着支援として、DVシェルター退所後の定着支援として、電話相談や家庭訪問、あるいは職場訪問等を行うという事業を行っております。

こうした事業につきましても、今後先ほどの1ページの検討会における議論を踏まえながら、モデル事業から本格的な事業を実施できないかということを含め今後検討していく形になっております。

以上になります。

○小西会長 ありがとうございます。

大変コンパクトな御説明だったのですけれども、以上で関係省庁からの説明を終わりますが、これまでの説明に対して、御意見や御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

DVへの対応のことについて、2点意見として申し上げたいことがございます。1点目は、DVについて、自治体をまたいだ支援のあり方についてです。野田市の事件についても、自治体をまたぐ転居があったと承知しております。虐待については、前回のこちらの調査会でも御説明がございましたけれども、情報共有の枠組みというのが法的に整備されている。ところが、DVについては必ずしもそうではございません。そのために、転居によって自治体間で情報の途切れが生じて、危険性が高まることがあると思うのです。

実際に私が勤務しているセンターにも、転居を予定しているという被害者からの相談が入ってまいります。そうした場合に、現在ではあくまでも当事者の了解を得ての情報共有ということになるわけなのですけれども、DVについても確実な情報をどうやって共有していくかということは考えていくべきなのではないかということが1点目です。

2点目は、内閣府、厚生労働省、どちらからの御説明を聞いても思ったのですが、被害者側が逃げることを前提とした施策であると考えます。しかし、最近では、共働きの場合の被害者の方もふえております。DV被害者の方の状況が非常に多様化しておりまして、子供がいる専業主婦といったような方だけではない。中には不動産をパートナーと共有名義といった方も少なくありません。

そういう方についても、これまでのみずからの生活の本拠地を離れて転居をして、ゼロからまた生活を再建するという展開が、これまでの支援のあり方ではデフォルト化されているように思うのです。でも、このようなあり方では、多様な被害者のニーズに合致しない場面が多々ございます。ですので、被害者が全てを捨てて逃げなくても済むための方策

として、一つは加害者への対応ということが重要になってくるのではないかと思います。

以上2点、意見でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

なかなか大きな問題だと思います。とりあえず今の段階で何かお答えいただけること、内閣府、厚労省、ありましたらお願いします。

○杉田暴力対策推進室長 御意見ありがとうございます。

まず、自治体をまたいだ支援ということで、まさに今般の野田市の事案につきましては、問題が顕在化したケースだと考えております。今般の抜本的強化の中にも書かせていただいておりますけれども、DV対応と児童虐待対応との連携強化を書かせていただいておりますが、既存のDV対策の協議会の活用だとか、あるいは要対協の活用、それらネットワーク間の相互接続みたいなどころ、今、御指摘の圏域をまたぐということも十分に念頭に置いた上で、今後具体のあり方については考えていきたいと思っております。

加害者対策につきましては、今回、そういった意味で加害者更生プログラムなどの具体化のための検討はこれまで以上に調査研究の中で取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、御指摘のございましたDV被害家庭が多様化しているということも踏まえまして、ニーズに応じた支援ができるようにということで、片山大臣のもののシェルター検討会の中でも縷々議論しているところでもあります。いずれにいたしましても、ニーズに応じた柔軟な対応ができるように、今後の検討の中ではしっかり念頭に置いていきたいと思っております。

○小西会長 もし今の問題につなげてということでしたら、先にお話だけまず伺います。

○阿部委員 これは厚労省にお聞きしたほうがいいのかと思いますが、LGBTの方たちの被害について、パートナーからの暴力被害だけではなくて、トランスジェンダーの方が家族からの暴言や暴力被害にも遭っているということで、一時保護を求めてくるということがありましたけれども、非常に対応が難しい。こういった一口にLGBTの方といっても、皆それぞれ多様な対応が必要になってくると思いますが、被害者に対する一時保護受け入れ等について厚生労働省ではどのようにお考えか、ほとんど触れていなかったもので、聞かせていただければと思います。

○小西会長 わかりました。

そうしますと、一つは連携についての具体的な枠組みや情報の共有の問題、もし何か具体的に現在の時点で話題になっていけば教えていただいたほうが良いという感じですかね。ただ連携と書いても、それぞれ枠組みも違うしというのが納米委員の御心配だと思うので、それについて何かお答えいただけることがあったら、内閣府でも厚生労働省でもお答えいただきたいというのが一つ。

それから、加害者更生の問題、LGBTの問題について、これも両方ということで、3点ございますね。何かお答えいただけることがあればお願いいたします。

では、まず、厚生労働省からお願いいたします。

○厚生労働省 まず、被害者の多様な被害の状態に応じて一時保護などがあるのですけれども、今、一時保護は一時保護所になかなかつながらないという問題点がありまして、一つは共同生活ができない。それから、学校や仕事との関係で、一時保護所というのは基本的には各都道府県に1カ所という形になっております。そういった問題がある。あるいは、若い方などは携帯電話の使用問題、こういった部分がある形になっております。

一時保護以外に一時保護委託といたしまして、例えば婦人保護施設であったり、母子生活支援施設、そのほかに民間のシェルターという所に委託して利用できる形になっております。そうしたところで、その人の特性に合った一時保護の委託を積極的にしていくべきではないかということが検討されている状況になっております。

LGBTの関係ですが、婦人保護事業、基本的には女性を対象にしているという形で、一時保護所というのは女性のみが一時保護所には入所されている状況になっております。男性の場合につきましては、一時保護委託が若干使われているという形にはなっておりますが、その数は少ないというのが、現在の状況という形になっております。

今、検討会で行っている中でも、対象となる女性の範囲等について今後基本的な考え方に向けて整理していくという形で、現状はそういった状況です。

○小西会長 ありがとうございます。

LGBTについて、ありますか。

○杉田暴力対策推進室長 LGBTの関係につきましては、実態がどうなっているのかというところをこちらの民間シェルターの検討会でヒアリングあるいはアンケート調査をやった中でも拾えていない部分がございますので、この段階でお答えできる内容はないかなと思っております。

情報共有のお話、先ほどはつきりお答えしませんでしたけれども、そういった関係機関の協議会をつくっている場を活用して、具体的な事案につきましても当然実践的な対応、継続的な協議を行っていくことが望ましいとされているのですけれども、そういったところでは、個人情報保護に十分留意した上でという留保条件はついてくるわけでありまして。そのところの情報の共有のあり方につきましては、今後、具体的な連携協力のあり方などを検討していく中においてどういうやり方があるのかを、専門家の方々の御知見もお借りしつつ検討していきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかにかがですか。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 人事院への質問になります。人事院の報告の中で、令和元年度における取組として、セクハラに係る外部相談窓口を31年4月1日から設置したという御報告がありました。こちらの窓口ではどういった立場の方が相談を受けているのかを教えていただきたいということと、実際に相談があった場合のその後の手続の流れについて教えてください。

○人事院 御質問ありがとうございます。

相談があった場合の流れでございますけれども、まずは御相談は電話なりメールかと思うのですが、その相談があった方のお話を丁寧にお聞きして、相談をされた方が何を望まれるのかというのを慎重に確認します。

職員からの相談でもそうですけれども、まずは話を聞いてほしいということで話して終わる場合もあれば、こういう要望をしてこういう話があったということを当局に、この場合は外部相談ですので加害者とされる方が属する省庁ですけれども、そこの省庁にこういう話があったと伝えてほしいという御要望もあるかもしれません。もしくは、まさに人事院が間に立って各省庁に調査をさせてほしいという御要望もあるかもしれません。そういった、どういうタイプ、単純な場合分けはできないと思いますけれども、何を求めになるのかを聞き取った上で、それに応じて対応させていただきます。

考えられるパターンは、人事院から各省に、こういうことがあったのでしっかり調査して報告してくださいと求めることもあれば、こういう情報がありましたとお伝えすることもあれば、もしくは、まずは話をお伺いして、それで終わることもあるかもしれません。いずれにしても、御本人が何を望まれるのかを丁寧に聞き取って、それに応じた対応をさせていただくことが基本かと考えております。

○可児委員 人事院の職員の方が相談を受けるのですか。

○人事院 相談の対応者は人事院の職員でございます。相談にいらっしゃる方は、一般職国家公務員からセクハラを受けていますと、受けているとお考えの方、そのように感じて困っていらっしゃる方が相談対象になります。

○可児委員 調査という話が先ほどありましたが、これは人事院の職員が調査を行うのでしょうか、それとも実際にセクハラ行為をした者が所属している部署の職員が調査を行うのでしょうか。

○人事院 基本的には後者でございます。部署といいますか、セクハラに加害者とされる方が所属している省庁、人事当局に人事院として調査を求める。こうこうこういうことで調べてほしいと。そのときに相談に来た方から、これは当局に言ってほしくないですとか、これは言ってほしいといった、いろいろな話があると思いますので、そこも二次被害を招かないように丁寧に聞き取って、どの情報を当局に伝えますかということを互いに書面で確認しながら、相談した御本人からこの情報は当局に伝えてくださいと確認できたものを当局に伝えて、その調査結果の報告なりを求めるという流れを想定しておるところでございます。

○小西会長 原委員、どうぞ。

○原委員 続きなのでございますけれども、その相談窓口というのは、事案が発生して窓口がつかれるようなものなのですか。それとも常設でやっておられるのですか。

○人事院 常設でございます。人事院のホームページにも既に電話でも手紙でもメールでもできますということで示しておりますので、常に受け付けておる状態でございます。

○原委員 文部科学省の資料4のスクールカウンセラーの配置を拡充ということで、わい

せつ事案などの被害者ケアでスクールカウンセラー、恐らく以前で言うところの臨床心理士、公認心理師が担っているのだらうと思いますけれども、特にケアの部分では、全てのスクールカウンセラーにその適正があるとも思えないのですが、どのように品質の部分を見ていらっしゃるのでしょうか。

○文部科学省 スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒の心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する者ということで、そういった方を対象に依頼をしているところでございます。

カウンセラーさん一人でこうした児童生徒の被害に対応できるかということ、なかなか難しいことも見込まれますので、このセクシュアル・ハラスメントに限らないのですけれども、今、チーム学校と言っておりますとおり、関係の医療機関とか専門的な方とチームを組んでその事案に対応していくということを経験的に求めているというか、文部科学省においても答申等で、そういった形で多様化する課題に対応するように働きかけているところでございます。

御指摘のとおり、なかなかスクールカウンセラーさん一人で全ての問題を解決するのは実際のところは難しいのかなというところはございますので、あくまでそういったチーム学校というか、関係機関との連携を図りながら慎重に対応していくということが基本になるかと思っております。

○小西会長 浦委員、どうぞ。

○浦委員 今のスクールカウンセラーのお話に関連するのですけれども、最近、うちのセンターに相談がある事案で、学校現場で誰に相談していいかわからないという生徒さんが結構多い。大学ぐらいになると相談室があるので相談しやすいのですけれども、小中高だと、誰に言ったらいいのか。スクールカウンセラーに言っても取り上げてもらえなかったみたいなケースが幾つかあるので、そのあたり、どんな形で窓口設置について周知しているのか、あるいはしていないのかというあたりを教えてくださいと思います。

○文部科学省 スクールカウンセラーの配置そのものについての各学校における周知状況を詳細には把握していないのですけれども、自治体の例としては、1校に必ず毎日1人という学校も全校ではないので、何日にスクールカウンセラーさんがいらっしゃいますという情報をお知らせにして配っているケースなどがあるのではないかと思います。

そういった周知を児童生徒本人が見ても、自分が抱えている問題の相談ができる人として伝わっていないケースがもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、一般的には学校でお知らせなどにより御案内しているところかと思っております。

実態として、運用のところでは色々課題があるのかなと、今、御指摘を受けて把握したところでございます。

○小西会長 ほかにいかがでしょうか。

私からも御質問したいのですが、例えばチーム学校で基本的に受けていくとなると、校長先生の認識が非常に大きいと思うのですけれども、校長の研修はどんな感じでなされて

いるのでしょうか。

○文部科学省 先ほどのスクールコンプライアンスの演習といったところは、管理職で主に副校長・教頭等研修という形で年4回、各回100人から160人といったところで、そういった管理職向けの研修を教職員等の中央研修で行っているところでございます。

○小西会長 それはハラスメントについてということですか。

○文部科学省 具体的には、児童生徒へのわいせつ行為をした場合の懲戒処分についてとか、あなたの自治体でどういう量定なのかとか、そういったところは演習で学んだりしているところです。その他には、自治体や教育委員会の研修で学ぶ機会もあるのではないかと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

なかなか実際のケースを見ると、そのように動いていない学校もたくさんあると思いますので、ぜひさらに努力していただきたいと思いました。

もう一つ、私は人事院の方にも伺いたいのですが、各省庁の当局者に結局伝えて、伝えたら終わりなのですか。報告をするかもしれないみたいな感じだったのですけれども、何かはっきりと、どこまで責任を負っているということがあるのかを教えていただければと思います。

○人事院 ありがとうございます。

説明が中途半端だったかもしれません。結論といたしましては、相談者の方が何を望むかがポイントかなと思っておりまして、まさに相談者の方が人事院から各省に調査を求めて、その結果を知らせてくださいということかもしれませんし、まずはとにかくこういう苦情があることを伝えてくださいということかもしれません。つまり、御本人が人事院から各省に伝えて調査を求めると望んでいないのに、勝手に人事院でするわけにもまいりませんので。

○小西会長 もちろん、それはそういうことを聞いているのではありません。もし本人がしたいときにです。要するに、普通にセクハラの相談が企業などであった場合には、当然懲罰までを望んだり、あるいは自分の保護を望んだりするわけですが、そういうことを望まれた場合にはどうするのか、どこまで責任を負うのかというのが曖昧かなと思いました。

○人事院 そういったお望みの場合は、人事院から各省に調査を求めます。まず、どういう情報を当局に提供していかということもしっかりと御相談されてきた方と齟齬がないように確認した上で、人事院から調査を求めます。その結果を人事院にも報告していただく。それはまた事案によって各府省等から相談者の方に答えがいくこともあるかもしれませんし、人事院を経由して人事院からその結果を御報告することもあるかもしれません。

また、各省の調査結果について、人事院としてそれを踏まえて、例えば再発防止について指導したりということも事案によっては考えられるのかなと思っております。

○小西会長 可児委員、どうぞ。

○可児委員 今の人事院の関係なのですが、例えばセクハラの関係では、私の所属する日弁連であったり、あるいは単位弁護士会にも必ず相談窓口があります。その場合は、こういう相談があったらこういう流れでこうなりますとか、相談員はどういう人になるかというのも全部規則で定めているのですが、人事院の相談窓口であったりとか、その後の流れは、特に規則等で定められているわけではなくて、事実上そういうことで運用がされると、そういうレベルにとどまるのですか。

○人事院 結論から申しますと、この外部相談窓口を設けるためにも人事院規則を改正しております。まず、人事院が相談があったときにそれに対応するというを人事院規則に定めております。また、その対応をする人事院職員についても、人事院が指名するというで定めております。また、人事院と各省は、この問題について相互に協力しなければならないですとか、秘密を保持しなければならないですとか、そういった個々の規定がございます。

より正確に申しますと、職員からの苦情相談、職員はもともと人事院に苦情相談ができる仕組みがあります。苦情相談を人事院が各省と職員の間で立ってやっております。その規定の準用規定をおきまして、それに基づいて外部の方からの相談についても運用しておる状況でございます。

○可児委員 そうすると、調査についてもそういった規則というか、準用か何かということで規定みたいなものを定められたということなのですか。

○人事院 例えば人事院が各省に対応を求めることができる趣旨の、そういった基本規定がございまして、実務の運用につきましては、細かい、こういうときはどうするというは規則にはございませんけれども、こういうときはどうするといった内部マニュアルみたいなものでしょうか。そういったことを定めまして、そういった事案があるときに適正に対応できるように事前に整理といいますか、そういうことはしておるところでございます。

○可児委員 外部の相談者の方は、自分が相談をしたときにどういう流れで最終的にどうなるということは、例えば人事院のウェブサイトとか、そういうところを見ればわかるようにはなっているのですか。

○人事院 苦情相談を申し出るサイトがあるのですけれども、そこで基本的な流れは御説明をしております。

○可児委員 今御説明いただいたような、場合によっては調査が入ってみたいことの説明がされているのですね。

○人事院 さようでございます。

○小西会長 ありがとうございます。

せっかくの新しい試みなので、ぜひ有用なものにしていければと思います。

どうぞ。

○阿部委員 文科省の方にお聞きしたいのですけれども、セクハラ対策という形で取り組

んでおられるということはこの間お聞きしていますし、97回でも全国のセクハラというよりいせつ行為にかかわる事案が226件ありましたという報告もいただいているのですけれども、実は県のほうで平成18年度の調査をしてセクハラ被害の生徒が55人いたということで、免職につながる事案もあったし、セクハラではなく強制いせつに該当するような案件もあったという報告があったわけなのです。こういう対策をしていて、減っているのか、効果が上がっているのでしょうか。要は、部分部分で報告をいただいているものなので、これが多いのか少ないのか、あるいはこういう対策の効果が上がっているのか、上がっていないのかというところが全然判断ができないものですから、その辺のところ、効果が上がっていますということなのかどうか、少し聞かせていただければと思います。

○小西会長 現状と評価みたいなものですか。

○文部科学省 公立学校教職員の人事行政状況調査という同じ条件の調査のもとで、懲戒処分等の人数については平成28年度の226人が平成29年度に210人になり、若干減っていると申し上げることはできるのですが、状況の把握ということでは、幾つかの状況を見ていく必要があるかと思っています。例えば、文部科学省の事業で配置されたスクールカウンセラーが、こういった性的な被害に関する相談件数をどれくらい受けているのだろうかとか、もう少しそういった状況もかけ合わせながら今後も見えていく必要があるのかなと思います。

同じ条件の調査ということでは少し減っていますとお伝えはできるのですが、恐らくそれだけでは見え切れていないものもあるのだろうと思います。相談件数といっても、どうしても同じ方が何回も相談した場合は件数が増えるといった数値になってくるのですが、文科省の事業を進めていく上では、そういった状況も時間をかけてもう少し見ていかないと、なかなか評価として申し上げることはできないのかなと思っています。

○阿部委員 ありがとうございます。

○小西会長 一人の人がたくさんということがあると言われましたけれども、全体としては出ていないケースのほうで圧倒的に多いことはぜひ認識しておいてください。実際の数より多いということは全くありませんので。

それでは、ほかにございますか。

よろしければ、次の議題に進ませていただきます。次は「女性活躍加速のための重点方針2019」の骨子案について、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 資料6の重点方針2019骨子案、それから、卓上資料1、この2つを使いたいと思います。

資料6でございます。これは全体の骨子になってございますが、1ページ目、（はじめに）という形で書かれております。4つ目のパラグラフのところに暴力の關係の記述がある形になってございます。

下の（1）から（3）でございますが、これは4月8日に参画会議に示された重点方針2019策定に向けての大臣ペーパーにもあった基本的な視点でございますが、（1）人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築、それから、女性活躍を支える安全・

安心な暮らしの実現、「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札、こういった3つの視点を持って4次計画の改定も見据えながら取りまとめるということで、おめくりいただきまして、3つの内容に分けて柱立てがされています。安全・安心な暮らしの実現が1つ目、2つ目があらゆる分野における女性の活躍、3つ目が基盤整備という形になってございます。

柱立てでございますが、安全・安心な暮らしの実現のところでありまして、基本的な認識、DV等といった被害が深刻な状況にあること、セクハラにつきましては、均等法の改正法案が提出されていること、より一層強力に対策の取組を進めていく必要があるという基本認識のもとで、1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、(1)から(5)の5本柱になってございます。

内容につきましては、前回と同じような内容になってございます。(1)性犯罪・性暴力への対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力の根絶。これを性暴力ということで一つの柱立てにまとめているところでございます。

卓上資料1、これが具体的な本文に係る資料でございます。まだ各省との正式協議が終わっているものではございませんので、今後変更の可能性はあり得るというものでございます。

基本認識のところ、昨年の記事、DV被害のデータを引き合いに出しまして、引き続き深刻な社会問題になっていると。

2パラ目でございますが、配暴センター相談件数は高止まりの状況にあるということと、先ほども説明を申し上げました新しい視点としまして、児童虐待との関連性であったりとか、民間の支援団体との緊密な連携、これは民間シェルターを念頭に置いている記述ですが、さらにはDV加害者の更生、加害者対応のあり方の検討についての記述は新たに盛り込んでおります。

パラグラフを変えまして、セクハラについても相談件数が増えているという基本認識をここで述べさせていただいております。

主に昨年、前回と比べまして大きく追加等があったところを中心に御説明をさせていただきますと、最初の性暴力の関係でございますが、2ページ目、③でございます。性暴力と児童虐待、児童の性虐待対応との連携強化の促進ということで、これが3月の児童虐待防止対策の抜本的強化の中に盛り込まれている内容でございます。ワンストップ支援センターを対象とした研修の強化、性虐待に関する専門知識、関係機関との連携についての研修を強化するだとか、あるいはワンストップセンターと児相と連携して、性虐待に対応した好事例の収集、共有という内容を新たに盛り込ませていただいております。

3ページ目、⑧でございますが、メール・SNS等を活用した相談の試行実施による、若年層の性暴力被害に係る相談対応力の向上ということで、前回は若年層の性暴力の実態調査、相談支援のあり方の検討ということが書かれていたのですが、そういった報告も踏まえまして、ここでより具体的にそういった相談対応力の向上に向けまして、メール・SNS等を活

用した相談を試行的に実施し、ノウハウの蓄積、普及を図るということで、なかなか若年層が相談窓口につながらないという現状を踏まえまして、若者がよく活用しているメール・SNS等、そういった手法の活用の実践も取り組んでいきたいと考えております。

(2) セクハラの根絶に向けた対策の推進でございます。昨年、前回は緊急対策と重点方針の決定が同じタイミングでしたので、今回は緊急対策を受けまして、その対策を着実に実施するということと、現在、雇用機会均等法が国会で審議中である、改正法案が提出中であるということと、今般出ました専門調査会の報告書、そういったところを踏まえまして、今後取組を促進するという記述を書かせていただいております。

(3) DV対策でございます。①が児童虐待対応との連携強化ということで、前回は関係機関相互の連携体制の強化ということが書かれていたところではありますが、今回はこの文章の2文目「また」以降、児童福祉法に基づく要対協等との連携という記述を新たにつけ加えさせていただいているところでございます。

ページをおめぐりいただきまして、このあたりの記述が児童虐待対策の抜本的強化に書かれている内容でございます。DV対応機関と児童虐待対応機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、連携のあり方、そういったところを調査研究して、ガイドラインの策定、そういったところに取り組んでいく。それから、研修等を充実させる。それから、女性に対する暴力をなくす運動と児童虐待防止推進月間と連携して、予防啓発に加えまして、DVの特性や子供への影響を周知徹底していくというところでございます。

②の民間シェルターにおける被害者支援のための取組の促進でございますが、ここのところは別途検討中と書かせていただいております。大臣の私的懇談会のほうで、今まさに並行して審議が進められているところでございますので、そのところの検討状況も踏まえて、記述を書き込んでいきたいと考えております。

③加害者更生を含むDV対策の推進でございます。前回もこのような記述があったのですが、真ん中のあたりですが、再被害の防止に向けた官民連携による加害者更生プログラムの実施状況、実施促進に向けた課題を調査して、自治体と連携した加害者更生プログラムの実施基準等の作成といったところを検討するというところで、具体化させていただいております。

5 ページ目、⑥でございますが、DV法の施行状況を踏まえた今後のあり方の検討ということで、先ほど少し申し上げましたが、DV法の一部改正法案が国会で審議されている状況にもございます。そういったところも踏まえまして、今後の対策の見直しと強化の検討を進めてまいりたいという内容でございます。

それから、ストーカー事案への対策の推進、基盤づくりという内容になってございます。

御説明は以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、各委員からお一人3分程度で御意見をいただきました

いと思います。

それでは、阿部委員から五十音順にお願いいたします。

○阿部委員 実は私どもの団体で、昨年のシェルター利用者の6割が心の病気、あるいは障害を抱えるという実態がありまして、中でも精神的な暴力被害の割合が非常に大きく、心のダメージを抱えて、体調不良でいずれも受診につながり長期に療養しなければならない状況になっています。

かなり以前に身体的な暴力があったけれども、その後は精神的な暴力、どなる、おとしめる、出ていけ、いろいろなことを言う。そういう中で、長期化すると直接殴る、蹴ると同じように従属させ、従えていくという効果、そして、非常に傷が深くなるなど思っています。

ただ、今はどうしても身体的な暴力がないとなかなか一時保護につながらない現状があると思ひまして、PTSDになったり、鬱病を発症したり、非常に被害者は苦しんでいるのですけれども、そのことがなかなか周りに理解されないし、身体的暴力がなければ受け付けられませんなどという形で話も聞いてもらえないような状況があります。

私たちのところのシェルターを利用するという形で入ってこられる方は、そういった大勢の中のごく一部だろうと思っておりますので、当初精神的な暴力はなかなか見えにくい、判断しにくい、捉えにくいということがありましたけれども、相談をきちんと受ける、重ねることによって、精神的な暴力が長期化する、あるいは余りにもひどい場合には、きちんと一時保護につなげ回復支援につなげていく必要があると思ひますので、ぜひそのところは御検討をお願いしたいと思ひます。

○小西会長 ありがとうございます。

引き続き、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 井田でございます。

骨子案としてまとめていただいたものを拝見すると、ほぼ考えられ得るもの全てが挙げられていると思ひます。特に私としてこのところがという箇所はないのですが、あえて3つの点を指摘させていただきたいと思ひます。

1つ目は、1枚目の真ん中よりちょっと下ですが、(1)2017年の刑法一部改正の3年後見直しに関わるところです。ここには、それに向けて「性犯罪等被害の実態を把握するための調査研究を引き続き実施するとともに」と書いてあります。もちろんそれは大変大事なことであるに違いないわけですが、被害実態の把握ということ、と具体的なそれに対する対策の策定、例えば刑法の規定の改正ということとの間には、大きな距離があるのが通常であり、いつもその間をつなげることに大変苦勞するわけです。

そこで私が申し上げたいのは、実態の調査という抽象的な物言いにとどまらず、もう少し具体的な対応につなげやすい形の実態解明、言い換えますと、こういうことが明らかになると、確かにここを変えなければいけないよね、という対応のあり方に直接につながる形での実態の解明が行われるととてもよいということです。難しいことではあるのですが。

例えば、もしさらなる刑法一部改正による対応ということを考えてとき、恐らく問題として特に意識されるべき事案というのは、被害者としては行為者の処罰を強く望んでいるのに、捜査、立件が行われず、その結果、いわば泣き寝入りせざるを得ない状況になる、こういう事案です。そうしたケースが多いとすれば、それは何とかしなければならないということになるでしょう。そこで調査されるべきことは、なぜ被害者が犯人の処罰を望んでいるのに捜査、立件につながらないかです。例えば、証拠が十分でないケースが多いとします。証拠保全が十分にされていなくて、当事者の対立する供述しか存在しない。確かにそうなると、捜査したり立件したりするのは難しい。こうした場合に被害者を保護するためには、より証拠保全が容易に、あるいは被害者に負担のかからない形で行われるようにする必要があります。そのために有効な方策は何かないだろうかというように具体的な検討課題につながっていくと思うのです。

これに対し、例えば刑法の要件といいますか、刑法の設定するハードルが高過ぎて、保護者の保護に役立っていないのだとすれば、別の弊害を生じさせることなしに、そのハードルを下げることができるかどうか議論されるべきことになり、それはまさに刑法改正につながっていくと思うのです。

このようにして、実態の調査というとき、単に抽象的に被害の実態を調査するというのではなくて、いま申し上げたように、具体的な対策につながりやすい形での実態の調査が要求されるのではないかと、こういうことを申し上げたいのです。

これがまず一つ。

長くしゃべりすぎて、3分経過してしまいましたね。

○小西会長 では、簡単にあと2つ、お願いします。

○井田委員 ではごく簡単に。いま証拠保全ということをお願いしました。特に刑事法を専門とする目から見ると、とてもとても大事なことです。このまとめにも、ワンストップ支援センターということが出てきまして、そこでは証拠保全ということももちろん考えられていると思うのですが、専門家による証拠の保全が可能になるような仕組みはあわせて考えていただきたいというのがもう一つ。

3点目としては、私は長い間、大学の認証評価に関わりました。それは地方に限りませんが、大学としては地域貢献、より広くいえば社会貢献をしたいということで、いろいろと努力しているのですが、いま一つおもしろくない、あるいはいま一つ生産性がない地域貢献、社会貢献で終わってしまっている嫌いがないではないと感じました。被害者の保護、特に女性の保護のために、大学というところはとてもそれに適した場所なのではないかと思っているのです。大学はいろいろなリソースを持っています。刑事法科目ばかりではなく、被害者学の授業が行われ、その専門家がいる大学もありますし、心理学や社会学の専門家がいて、それに関心をもつ学生がたくさんいる大学があり、医学部があれば法医学教室も証拠保全のために重要な役割を果たしうると思います。大学を促してそういう方向での社会貢献活動をしていただき、それが広く根付いていくと、素晴らしいのではない

かと考える次第です。

限られた知見ですけれども、ドイツの大学の法医学研究所が証拠保全を行うとともに、「白い環」といった被害者保護団体の窓口になっているという実例を見たことがあります。が、いずれにしても、大学は工夫を凝らせば、いろいろな形でそういうことのできるポテンシャルを持っているのではないかという感じがいたします。

長くなりまして申しわけございません。以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

浦委員。

○浦委員 浦です。

私からは4点、御質問と御意見を伺いたいところがありまして、まず(1)ワンストップセンターについての②の記述で、全国的に出そろったワンストップ支援センターの運営の安定化と質の向上というのは本当にそのとおりでと思うのですが、今書いていただいているのが24時間化対応であったり、拠点病院の整備であったりするのです。今、現場で一番困っているのは、恐らく人材確保だったり専門性をどう高めていくかというような現場の悲鳴に近い声が、去年実施したワンストップセンターのパイロットテストからも浮かび上がってきたかと思しますので、そういった人材の確保育成及びその背景となる財政の安定化、このあたりも書き込んでいただけるとありがたいというのが1点目です。

2点目が、⑦の子供の性被害防止プランの書き方で、こちら辺は私はまだここに来て浅いので、こういう経緯になった背景を知らないのですが、後ろから2行目ですね。

「防止するための児童や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する」とあるのですが、先ほど話題になっているように、学校現場で教育関係の方がこういった被害があるのだということをきちんと認識して対応できるようにしていくためには、児童、保護者に限らず、教育関係者も含めた啓発活動が必要なのではないかと感じました。

3点目なのですが、これは疑問なのですが、DVもストーカーも加害者更生についての調査研究が盛り込まれているけれども、性暴力については加害者更生について全く言及がない。現状、裁判まで行っても執行猶予がついて出てくる被告であったり、未成年の場合、特に鑑別所まで行って、でも、そこでまた地域に戻ってくるみたいなことが多くて、被害者の方はすごく怖い思いをしていらっしゃるの、民間あるいは保護観察所でも矯正プログラムを受けられるような形になると、もっと被害者の方が安心して生活の場に戻れるのにと感じます。

最後が(5)の基盤づくりの③のところ、関係機関・団体の連携のところ、警察、検察、学校など、いろいろな機関が併記されているのですが、ここにぜひワンストップセンターも追加していただいて、こういった行政機関とも連携がとれるようなそれぞれ基盤づくりがあると、ワンストップセンターも今後支援がしやすいのではないかと感じました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

○可児委員 可児です。

私からはDVの関係で意見を申し上げます。卓上資料として配付していただいているペーパーにもあるように、DVについて配暴センターへの相談件数は確かに平成26年以降、連続して10万件超えで高どまりの状態にあります。それから、警察への相談件数は、毎年右肩上がりです。

その一方で、一時保護の件数、それから、いわゆるDV法の保護命令の件数は、平成27年ごろからどんどん減ってきていまして、いずれもピーク時の7割程度の件数になっています。一時保護にせよ、現状の接近禁止を中心とした保護命令にせよ、基本的には被害者が逃げ、あるいは被害者を逃がし、それで安全を確保するシステムなのですね。先ほど納米委員からも発言がありましたけれども、もしかすると被害者が逃げるだけの被害者保護、被害者の安全確保のシステムに限界が来ているのではないかと、きしみが来ているのではないかと感じているところではあります。

いずれにせよ、一時保護件数がなぜこんなに減少しているのか、あるいはDVの保護命令の利用がなぜこんなに減ってきているのかについては、何がしか要因を調査して、場合によっては抜本的な被害者保護施策の見直しも考えていく必要があるのではないかと感じています。

もう一点、加害者更生というか、加害者対応に関するところでは、現状、面会交流等でDV被害者も加害者との接触というのがなかなか避けられない、不可避になっている状態の中で、加害者プログラムというのが一定加害者をコントロールするという意味で意義があるのではないかと、いうところは確かに理解できる場所ではあるのですが、では、プログラムの結果、加害者が更生するのと言われると、まだなかなか難しいところがあるように思われます。加害者プログラムをどういう位置づけで入れ込んでいくのか、それから「加害者更生プログラム」という呼称が果たして適切なのかについては、検討する必要があるのではないかと考えています。また、加害者プログラムに通うことによって、実際に加害者が負うべき責任を減じられることがないようにしないと、いけないとも感じているところではあります。

以上です。

○小西会長 納米委員、どうぞ。

○納米委員 納米です。

可児先生がおっしゃったことにほぼ同意です。

骨子についてなのですが、資料Ⅰの1.の構成を拝見していて気がついたところがあるのですが、(1)から(5)までの構成がございまして、この中でDVに関しては(3)ですが、「被害者のための支援の充実」というタイトルになっています。ほかの項目については、例えば(1)では性犯罪・性暴力への対策の推進、セクシュアル・ハラスメント

についても根絶に向けた対策の推進、ストーカーについても同様です。DVについても、被害者への支援のみではなく、「配偶者等からの暴力への対策の推進と根絶」というタイトルの方がいいと思います。

可児先生もおっしゃったように、現状では被害者への支援が主な政策になっているからこういうタイトルづけになると思うのですが、そもそもDVそのものをなくしていくことを目指さなければいけないのではないのでしょうか。これは重点方針についてのところで申し上げることではなくて、基本計画の改定の際の検討事項であるかもしれないのですが、現在挙げられている成果目標が、果たして適切なのか考えるべきであると思います。配偶者からの暴力の被害を受けたことがある人の割合を減らしていくことや、配偶者からの暴力で殺される人の数を減らしていくとか、そういうことをやっていかななくてはならないのではないのでしょうか。暴力被害の体験者の割合は、経年調査で減っていったいていないですね。ということは、さまざまやってきているけれども、DVそのものをなくすことについては、残念ながら成功してきていないということなのではないかと思います。

性暴力については、現在主に行われているのは急性期の対応だと思うのですが、私がいえるような男女センターなどには、かなり時間がたってからの相談が寄せられています。かなり時間がたっているのだけれども、長期的な影響に苦しんでいる方からの相談があります。

また、近年、このことが社会的に問題になって露出がふえたので、それで刺激がふえてぐあいが悪くなったという方もいらっしゃると思います。急性期だけではなくて中長期的なケアへの政策も充実していただけるとありがたいと考えています。

○原委員 DVの被害者支援のところ、卓上資料の女性に対するあらゆる暴力の根絶なのですが、今までの可児委員、納米委員のお話にあるように、被害者支援の制度やこれまでのあり方を根本的に見直さないといけないのだろうと思っています。

言葉を捉えるようなのですけれども、ちょうど1.の中ほどの「民間の支援団体との緊密な連携」というのは、もちろんこれはこれでいいのですが、関係機関同士の連携のあり方、例えば先ほどの情報共有のあり方ですね。情報共有と個人情報保護のところ、相反する部分をどのように折り合いをつかせてDV被害者支援に役立てるのかというところを柔軟に考えていくときに、この連携のあり方ですね。ここには文章としてはぜひ入れていただければと思っています。

飛びまして、加害者更生のところなのですけれども、私も「加害者更生」という言葉は使ってなじんではいるものの、本当にこの言葉でいいのだろうかというときもないわけではないです。被害者支援の一環として、これを行っていくというところはそうなのですけれども、その前の段階で、例えば加害者にかかわることによって養育費の支払いを促すことができたりであるとか安全な面会交流につながるのではないかという視点が、これは被害者支援の一つとして包括されているのかもしれないのですが、もう少し加害者更生という言葉にとられるのではなく実際にこれを動かすことによって出てくるものですね。そ

ういうものもきちんと見ておく必要があるのかなと思います。

5ページの⑥にある最後のところで、今後の対策の見直しと強化というところですが、これは国の基本方針の見直しも含むというところで見られるのか。これは一つ質問でお尋ねしたいと思います。

それと、5ページの一番最後の広報、啓発のところに、3行目に「若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育」とありますが、予防教育は今後非常に大切な取組として挙げてほしいと思っております、この中に含まれるような書き方ではなく、予防教育をもう少し特出ししたような取り扱いにしていただけないだろうかと感じました。

私からは以上です。

○小西会長 御質問については、山田委員が終わった後でお答えいただくようにします。

○山田委員 山田です。

これは私が長年委員を務めている中で、何年に一度か会議の名称の再検討をどこかでということをお願いしていて、女性に対すると言いながら、実は配偶者暴力に関しましても、セクハラに関しましても、ストーカーに関しましても、子供の性被害に関しましても、被害者に男性になり得ることは皆様御承知のことだと思います。

もちろん中の書き方は中立的に書いてありますし、実際に男性の被害者相談等の事業も実施されていますし、調査においてもLGBT関係、同性からの被害等の調査もされていると思います。ただ、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という包括的な名称と。何かとなると男性も被害者になり得る、つまり、欧米ではもうそろそろ親密な関係の中での暴力もしくは性暴力という形になっておりますので、男性も被害者になり得るし、そういう問題もあって、実は対策もやっているということ何かしら入れていただければと思っております。

今も触れましたけれども、LGBTに対する差別、性的指向や性自認に対する差別、多様な性的志向者、性的マイノリティーに対する差別的言動を、これも前に質問しましたが、ほかに扱う部署がなければ、性にかかわる暴力という形で、ここで何らかの形でいずれ扱っていくべき問題ではないかと思っております。これは単なる意見なので、これに直接反映されるものでなくても結構です。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

大変さまざまな建設的な御発言をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、御質問という形でお受けしたのは原委員だけということではよろしいでしょうか。

それでは、お答えをいただいてもいいですか。

○杉田暴力対策推進室長 5ページのDV法の施行状況を踏まえた今後のあり方の検討、⑥につきまして、今後の対策の見直しと強化の検討、この中に基本的な方針が入るかということですが、特に今回のDV法の改正につきましては、児童虐待の関係でございま

すが、具体的な連携のあり方等々、基本的な方針の中で明確化していかないといけないという課題は大いにあり得るのであると思っておりますので、結論から申しますと、基本的な方針の改正も当然視野に入ってくるわけではあります。この調査会の皆様方の御意見もお伺いしながら、こういった形で見直しをしていかないといけないのか考えていきたいと思っております。

○小西会長 よろしいでしょうか。

それでは、大変たくさんお話があったのですけれども、何かほかの委員の方につけ加えて御発言とか、そういうことがございましたら、お願いします。それから、異なる御意見がございましたら、ぜひお願いします。特に大丈夫でしょうか。

私も支援を具体的にやっている者なので、簡単に個人的な意見としてつけ加えさせていただきますと、阿部委員が最初に言われた心理的虐待でメンタルな状況についてもぐあいが悪い方は本当にたくさんいらっしゃいますね。少なくともこういう方の支援に関して差をつけないでできるということは、ぜひ必要ではないかと思っています。ケアの専門という立場から言いますと、そういう専門家が不足していること、あるいは、ちゃんとそういう専門家が働いていけるようなシステムがないことが大きな問題で、先ほど井田委員にお話しいただきましたような大学の活用は一つ考えられることかなと思いました。

刑法の改正ということはとても大きいことなので、この委員会でどのようにそれについて考えていくかということはあると思いますけれども、確かにもう具体的に考えていかないと余り意味がない時期であるのかなと。きょう、法務省の方は来ていただいているので、なので、またそういうことを考えさせていただければと思いました。

それでは、何か御意見はございますか。言い残したことはございませんか。大丈夫でしょうか。

では、活発な御意見をありがとうございます。重点方針2019については、本専門調査会での検討結果を5月21日の重点方針専門調査会で報告し、その後、男女共同参画会議が6月の初めぐらいの予定だと思っておりますけれども、そこで決定していくこととなります。

最終的には、政府のすべての女性が輝く社会づくり本部において、重点方針2019が取りまとめられる流れになっております。ここからして「女性」というまとめなので、山田委員のおっしゃることは、暴力の被害という点からは全くそのとおりで思うのですけれども、なかなか切り分けが難しいところですね。国連のいろいろな課題としても、女性に対する暴力が大きく挙がっているという側面もあるのかなと思って聞いておりました。

きょういただいた御意見を踏まえて、事務局にてどこまで重点方針2019の本文に盛り込めるか御検討いただき、改めて委員の皆様にはメールにて本文案をお示しした上で、最終的には私に御一任いただくとしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○小西会長 どうもありがとうございます。

それでは、今後の予定等について、事務局から連絡をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 ありがとうございます。

きょういただきました御意見、どこまで本文に盛り込めるのかをもう一度事務局で考えさせていただきたいと思っております。

今、会長からもありましたとおり、改めてメールにて本文案をお送りさせていただきます。非常にタイトで恐縮なのですが、今週中ぐらいには、もしそれに対して追加で意見がございましたらいただきたいと思っております。

会長からもございましたが、6月上旬の参画会議でこの案の取りまとめをいたしまして、6月のどこかで本部決定という流れになっているところでございます。

当調査会の開催予定は当面はないのですが、また秋以降という形で開くことになろうかと思っておりますので、改めて御連絡をさせていただきます。

きょうはどうもありがとうございました。

○小西会長 以上をもちまして、第101回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

活発な御議論をありがとうございました。